

平成19年度普通会計決算見込等について

1 概要

(1) 決算規模

歳入は6,818億円と前年度に比べて566億円の減（△7.7%）、歳出は6,694億円と前年度に比べて569億円の減（△7.8%）となり、歳入、歳出とも縮小した。

歳入の主な増減：県税（+148億円）、地方譲与税（△225億円）、繰入金（△287億円）

歳出の主な増減：人件費（△27億円）、補助費等（+16億円）、普通建設事業費（△225億円）、繰出金（△275億円）

(2) 形式収支及び実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）は124億円で、このうち翌年度への繰越財源である96億円を控除した実質収支は、前年度とほぼ同規模の28億円の黒字となった。

(3) 単年度収支及び実質単年度収支

平成19年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は17百万円の赤字となったが、積立金等を加味した実質単年度収支は476百万円の黒字となった。

(4) 財政指標

ア 経常収支比率は95.2%（⑱95.6%）と公債費が減少したこと等により、前年度に比べ0.4%改善した。

イ 公債費負担比率は24.7%（⑱26.0%）、公債費比率は17.9%（⑱22.9%）と前年度に比べ改善したが、3か年平均の指標である起債制限比率は12.3%（⑱11.9%）と前年度に比べ0.4%悪化した。

【収支の状況】

(単位:百万円)

区分	H19(07) (決算)	H18(06) (決算)	比較増減
歳入総額 a	681,830	738,402	△ 56,572
歳出総額 b	669,438	726,380	△ 56,942
歳入歳出差引額 (形式収支) c (=a-b)	12,392	12,023	369
繰越財源 d	9,588	9,201	386
実質収支 e (=c-d)	2,804	2,821	△ 17
単年度収支 f	△ 17	840	△ 857
繰上償還金 g	82	0	82
積立金 h	1,411	991	420
積立金取崩額 i	1,000	0	1,000
実質単年度収支 j (=f+g+h-i)	476	1,831	△ 1,354

注) 表中の計数はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、各計数と合計が合致しないものがある。(以下、同じ。)

2 歳入

(1) 自主財源と依存財源の割合

本県の歳入は、県が自主的に収入できる「自主財源」の割合が38.1%と低く、国から交付される地方交付税、国庫支出金、県債等の「依存財源」が61.9%と高い割合となっている。

(2) 県税

県税は、県民税所得割が前年度より143億円増加したこと等により全体で前年度比148億円の増(+11.5%)となった。

(3) 地方譲与税及び地方特例交付金等

地方譲与税は、所得譲与税が廃止されたこと等により、全体で前年度比225億円の減(△83.1%)となった。また、地方特例交付金等は、児童手当の制度拡充に伴い増となったこと等により全体で3億円の増(+51.6%)となった。

(4) 地方交付税

地方交付税は、前年度比29億円の減(△1.2%)、実質的な地方交付税(地方交付税と臨時財政対策債の合計額)は前年度比53億円の減(△2.0%)となった。

(5) 国庫支出金

国庫支出金は、事業費の減少等により、前年度比31億円の減(△3.5%)となった。

(6) 繰入金

県債管理基金からの繰入金が前年度から240億円(△80.0%)減少したこと等により、全体で、前年度比287億円の減(△62.5%)となった。

(7) 県債

県債は、臨時財政対策債の減や普通建設事業費の減等により、前年度比14億円の減(△1.5%)となった。

歳入(内訳)

(単位:百万円)

	H19(07)		H18(06)		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1 県税 *	143,935	21.1%	129,102	17.5%	14,833	11.5%
2 地方譲与税	4,572	0.7%	27,038	3.7%	△ 22,467	-83.1%
3 地方特例交付金等	994	0.1%	656	0.1%	338	51.6%
4 地方交付税	237,084	34.8%	239,982	32.5%	△ 2,898	-1.2%
普通交付税	233,984	34.3%	236,387	32.0%	△ 2,403	-1.0%
特別交付税	3,100	0.5%	3,595	0.5%	△ 495	-13.8%
5 交通安全対策交付金	622	0.1%	634	0.1%	△ 12	-1.9%
6 分担金・負担金 *	4,185	0.6%	4,759	0.6%	△ 574	-12.1%
7 使用料・手数料 *	8,729	1.3%	9,197	1.2%	△ 468	-5.1%
8 国庫支出金	85,367	12.5%	88,491	12.0%	△ 3,124	-3.5%
9 財産収入 *	2,097	0.3%	2,818	0.4%	△ 721	-25.6%
10 寄附金 *	73	0.0%	538	0.1%	△ 465	-86.4%
11 繰入金 *	17,178	2.5%	45,853	6.2%	△ 28,674	-62.5%
12 繰越金 *	12,023	1.8%	15,728	2.1%	△ 3,705	-23.6%
13 諸収入 *	71,758	10.5%	78,977	10.7%	△ 7,218	-9.1%
14 県債	93,215	13.7%	94,631	12.8%	△ 1,417	-1.5%
うち臨財債	22,856	3.4%	25,268	3.4%	△ 2,412	-9.5%
歳入合計	681,830	100.0%	738,402	100.0%	△ 56,572	-7.7%
うち地方交付税+臨財債	259,940		265,250		△ 5,310	-2.0%

*は自主財源

注) 県税には、地方消費税清算金(清算後)を含む。

自主財源と依存財源の割合

	H19(07)		H18(06)		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
自主財源	259,978	38.1%	286,971	38.9%	△ 26,993	-9.4%
県税	143,935	21.1%	129,102	17.5%	14,833	11.5%
その他	116,043	17.0%	157,869	21.4%	△ 41,826	-26.5%
依存財源	421,852	61.9%	451,432	61.1%	△ 29,579	-6.6%
地方交付税	237,084	34.8%	239,982	32.5%	△ 2,898	-1.2%
国庫支出金	85,367	12.5%	88,491	12.0%	△ 3,124	-3.5%
県債	93,215	13.7%	94,631	12.8%	△ 1,417	-1.5%
その他	6,187	0.9%	28,328	3.8%	△ 22,140	-78.2%
歳入合計	681,830	100.0%	738,402	100.0%	△ 56,572	-7.7%

3 歳出

(1) 目的別

ア 目的別の歳出で最も構成比が高いのは教育費（23.4%）で、次いで公債費（17.0%）、土木費（11.5%）の順となっている。

イ 民生費が障害者介護給付費等負担金や障害者自立支援医療費の増等により前年度比6億円の増（+1.0%）、衛生費が環境保全等管理事務費や産業廃棄物処理モデル事業推進費の増等により前年度比37億円の増（+9.1%）となった。

一方、農林水産業費が岩手競馬再生推進基金繰出金が皆減となったこと等により、前年度比375億円の減（△36.9%）、公債費が元金償還額の減等により、前年度比169億円の減（△13.0%）となった。

3-1 歳出・目的別

（単位：百万円）

	H19(07)		H18(06)		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	1,356	0.2%	1,406	0.2%	△ 50	-3.5%
2総務費	31,133	4.7%	30,895	4.3%	238	0.8%
3民生費	65,396	9.8%	64,775	8.9%	622	1.0%
4衛生費	44,935	6.7%	41,205	5.7%	3,730	9.1%
5労働費	2,195	0.3%	2,263	0.3%	△ 67	-3.0%
6農林水産業費	64,117	9.6%	101,629	14.0%	△ 37,512	-36.9%
7商工費	54,130	8.1%	52,932	7.3%	1,198	2.3%
8土木費	76,725	11.5%	90,146	12.4%	△ 13,421	-14.9%
9警察費	29,067	4.3%	29,250	4.0%	△ 183	-0.6%
10教育費	156,797	23.4%	160,410	22.1%	△ 3,614	-2.3%
11災害復旧費	13,314	2.0%	4,068	0.6%	9,247	227.3%
12公債費	113,517	17.0%	130,415	18.0%	△ 16,898	-13.0%
13諸支出金	4	0.0%	3	0.0%	1	51.2%
14税関係交付金	16,750	2.5%	16,984	2.3%	△ 234	-1.4%
歳出合計(目的別)	669,438	100.0%	726,380	100.0%	△ 56,942	-7.8%

(2) 性質別

ア 義務的経費は、扶助費が障害児保護措置費の増等により、前年度比約4億円の増(+3.6%)となる一方、人件費が職員数の減等により前年度比27億円の減(△1.4%)となるとともに、公債費が前年度比169億円の減(△13.0%)となったことから、全体では前年度比192億円の減(△5.7%)となった。

イ 投資的経費は、災害復旧事業費が河川等災害復旧費の増などにより前年度比92億円の増(+227.3%)となったものの、普通建設事業費が、規模の抑制等により前年度比225億円の減(△16.1%)となったことから、全体では前年度比132億円の減(△9.2%)となった。

ウ その他の経費については、岩手競馬再生推進基金繰出金の皆減等により、前年度比245億円の減(△10.1%)となった。

3-2 歳出・性質別

(単位:百万円)

	H19(07)		H18(06)		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	194,715	29.1%	197,457	27.2%	△ 2,743	-1.4%
扶助費	12,057	1.8%	11,633	1.6%	423	3.6%
公債費	113,447	16.9%	130,336	17.9%	△ 16,888	-13.0%
うち県債償還元金	88,128	13.2%	104,395	14.4%	△ 16,267	-15.6%
うち県債償還利子	25,106	3.8%	25,810	3.6%	△ 704	-2.7%
義務的経費 計	320,219	47.8%	339,426	46.7%	△ 19,207	-5.7%
普通建設事業費	117,544	17.6%	140,027	19.3%	△ 22,482	-16.1%
うち県単	41,927	6.3%	57,515	7.9%	△ 15,588	-27.1%
災害復旧事業費	13,314	2.0%	4,068	0.6%	9,247	227.3%
失業対策費	0	0.0%	0	0.0%	0	
投資的経費 計	130,859	19.5%	144,094	19.8%	△ 13,236	-9.2%
物件費	22,556	3.4%	23,177	3.2%	△ 622	-2.7%
維持補修費	8,797	1.3%	8,144	1.1%	653	8.0%
補助費等	114,438	17.1%	112,873	15.5%	1,565	1.4%
繰出金	3,139	0.5%	30,602	4.2%	△ 27,463	-89.7%
積立金	4,881	0.7%	5,108	0.7%	△ 226	-4.4%
投資・出資金	110	0.0%	126	0.0%	△ 16	-13.1%
貸付金	64,440	9.6%	62,829	8.6%	1,610	2.6%
その他 計	218,361	32.6%	242,859	33.4%	△ 24,499	-10.1%
歳出合計(性質別)	669,438	100.0%	726,380	100.0%	△ 56,942	-7.8%

4 各種財政指標の状況（平成19年度）

標準財政規模(百万円)	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)	公債費負担比率(%)
390,078	0.30615	95.2	0.7	24.7

公債費比率(%)	起債制限比率(%)	県債現在高(百万円)	積立基金現在高(百万円)	うち主要3基金(百万円)
17.9	12.3	1,470,397	31,184	17,687

注) 主要3基金とは、財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金で、財源対策に活用できる基金。

5 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成19年度決算より公表が求められることとなった健全化判断比率については、算定作業の結果、次のような見込となり、いずれの指標も早期健全化基準に該当しなかった。

また、公営企業の経営健全化に関する判断比率である、資金不足比率についても、経営健全化基準に該当しなかった。

○平成19年度決算に基づく各比率の値(未確定値)

(ア)健全化判断比率

実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
－(なし)	－(なし)	15.3	307.7

【参考】

	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0
財政健全化基準	5.00	25.00	35.0	

※ 早期健全化基準を超える場合：財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等
財政再生基準を超える場合：財政再生計画の策定、地方債の制限 等

(イ)資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する判断比率)

資金不足比率(%)
－(各公営企業ともなし)

※ 各公営企業：流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計、県立病院等事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計

【参考】

	資金不足比率(%)
経営健全化基準	20.0

※ 経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定、外部監査要求 等

参考：用語解説

<p>標準財政規模</p>	<p>地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものである。</p> <p>標準財政規模＝〔基準財政収入額－〔地方譲与税+特例交付金+交通安全対策特別交付金〕〕×100/75+地方譲与税+特例交付金+交通安全対策特別交付金+普通交付税</p>
<p>財政力指数</p>	<p>基本的な財政需要に対する標準的な収入額の割合であり、財政の自主性、自由度を示している。</p> <p>財政力指数＝ $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3か年平均</p> <p>基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の75/100の額とされている。</p> <p>基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行う場合に要する財政需要を示す額とされている。</p> <p>財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえることができる。</p>
<p>経常収支比率</p>	<p>経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。この比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示しており、この比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。</p> <p>経常収支比率(%)＝ $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源+減収補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$</p> <p>※H12までは $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$</p>
<p>公債費負担比率</p>	<p>地方債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいう。公債費負担比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示す。</p> <p>公債費負担比率(%)＝ $\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}}$</p>
<p>公債費比率</p>	<p>公債費の一般財源総額に占める割合を公債費比率という。</p> <p>公債費比率(%)＝ $\frac{A - (B+C)}{(D+E) - C}$</p> <p>A:元利償還金(繰上償還額及び転貸債償還額に係る分を除く) B:Aに充てられた特定財源 C:普通交付税の算定において災害復旧事業費等をして公債費算入された公債費 D:標準財政規模(＝標準税収入額等+普通交付税) E:臨時財政対策債発行可能額</p>
<p>起債制限比率</p>	<p>標準財政規模に対する借入金の償還に充てる一般財源(交付税措置分を除く)の割合をいう。公債費比率と異なり、償還に充てる一般財源から交付税措置される額を除いて計算されるので、公債費比率より低い率となる。</p> <p>起債制限比率(%)＝ $\frac{A - (B+C+F+G)}{(D+E) - (C+F+G)} \times 1/3 \times 100$</p> <p>A:元利償還金 B:Aに充てられた特定財源(繰上償還額及び公営企業債償還額に係る分を除く) C:普通交付税の算定において災害復旧事業費等として公債費算入された公債費 D:標準財政規模 E:臨時財政対策債発行可能額 F:普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 G:事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出</p>

参考：用語解説（続き）

<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> $\text{実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <ul style="list-style-type: none"> ・連結実質赤字額: イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。</p> $\text{実質公債費比率}(\%) = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (3\text{か年平均})$ <ul style="list-style-type: none"> ・準元利償還金: イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子
<p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率という。</p> $\text{将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$ <ul style="list-style-type: none"> ・将来負担額: イからチまでの合計額 イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 連結実質赤字額 チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ・充当可能基金額: イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

参考：用語解説（続き）

<p>資金不足比率</p>	<p>公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。</p> $\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ <ul style="list-style-type: none"> ・資金の不足額 <ul style="list-style-type: none"> 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額 ※ 解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。 ・事業の規模 <ul style="list-style-type: none"> 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額 ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。 ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。
---------------	--